# 幼児教育・保育の無償化に関する「施設等利用給付認定」について

「施設等利用給付認定通知書」は、給付認定の申請をもとに、その内容を審査し、**保育の必要性の認定を行った書類**です。幼児教育・保育の無償化に伴う認定こども園等の預かり保育事業や認可外保育施設等の利用において利用料の支給を受けるため、必要となりますので、大切に保管してください。

施設等利用給付認定通知書の取扱いについて 「こんなときどうすればいいの?」

### ①施設を利用するとき

利用する施設・事業者に施設等利用給付認定通知書を提示し、「認定区分」、「保育を必要とする事由」、「有効期間」の3点の確認を受けてください。

## ②認定内容に変更があったとき

通知書に記載されている「保育を必要とする事由」に変更があった場合は、<u>新たに手続き</u>が必要です。 手続方法は、本庁幼児教育課にお問合せください。 《例》

"就労から傷病・疾病"、"就労から妊娠・出産"などの「保育を必要とする事由」の変更

## ③施設等利用給付認定通知書が新しく発行されたとき

施設等利用給付認定は申請等に応じて内容が更新されます。更新後、新しい施設等利用給付認定通知 書が発行されたら、その都度、**利用する施設・事業者に提示してください**。

## ④施設等利用給付認定の有効期間が切れてしまうとき

妊娠・出産、傷病・疾病等の「保育を必要とする事由」にはその内容に応じた有効期間が設定されています。この期間を超えて引き続き認定を希望する場合は「保育を必要とする事由」の変更などで<u>有効</u>期間の延長手続きが必要です。

手続方法は、本庁幼児教育課にお問合せください。

なお、変更の理由によっては有効期間の延長ができないことがありますので、あらかじめ御了承ください。

## ⑤施設等利用給付認定通知書を紛失したとき

施設等利用給付認定通知書を紛失した場合は、**再発行の手続きが必要です**。本庁幼児教育課に申出てください。なお、申請から再発行までは日数がかかりますのであらかじめ御了承ください。

## 2 利用料の請求・支給について

施設等利用給付認定を受けた幼児教育・保育の無償化の対象者は、<u>利用料を一旦施設に支払い</u>、その後、利用者から<u>たつの市へ請求を行って利用料の支給を受ける</u>こととなります。(償還払い)

請求には、施設が発行する領収書等を添付した請求書の提出が必要となります。

利用料の支給は3か月ごととなります。(例:4~6月分を一括して請求・支給)

※ 請求書等の様式は、市窓口又は市HPから取得できます。

## 3 施設等利用給付認定通知書の記載内容

- ①児童ごとの認定番号です。
- ②この欄に記載のある児童の認定内容が以下に記載されます。
- ③保護者の情報です。
- ④住民票のある居住地が記載されています。 送付先の変更申請を行っている場合は、左上の 送付先住所と異なる場合があります。
- ⑤保育の必要性の有無及び児童の年齢によって記載される内容が異なります。
  - ・3歳児以上で教育のみを希望 ⇒施設等利用給付認定・<u>教育</u>(新1号) ※新制度未移行幼稚園利用の場合
  - ・3歳児以上で保育を必要としている ⇒施設等利用給付認定・3歳以上保育(新2号)
  - ・3歳児未満かつ住民税非課税世帯で保育を必要としている
    - ⇒施設等利用給付認定・3歲未満保育(新3号)
- ⑥施設等利用給付認定において保育必要量の区分 はありませんので、空白となります。
- ⑦申請内容を審査し、「就労」等の保育を必要とする理由が記載されます。
- ⑧施設等利用給付認定の有効期間です。 この期間中のみ無償化の対象となります。

送付先住所	た幼第○○号
氏名	令和○年○月○日

たつの市長

公印

#### 施設等利用給付認定通知書

認	定	番	号	①
児	童	り氏	名	2)
及	び生	年 月	日	4
保	護 者	の氏	名	(3)
及	び生	年 月	日	<b>3</b>
居	信	È	地	4
認	定	区	分	5
保	育业	ン 要	量	6
保育	保育を必要とする事由			7
有	効	期	間	8

お問い合わせ

#### 4 新3号認定から新2号認定への切り替えについて

保育を必要とする3歳児未満かつ、住民税非課税世帯の児童は**新3号認定**になりますが、この<u>新3号</u> <u>認定の有効期間は、「児童が3歳になってから最初の3月31日まで」</u>です。そのため、施設等利用給付 認定の有効期間が希望する期間よりも短い期間になることがあります。

<u>3歳になって最初の4月1日からは自動的に新2号認定へと変更</u>になります。変更の期日になりましたら、新しい施設等利用給付認定通知書を送付しますので内容をご確認の上、利用する施設・事業者に提示し、有効期間等の確認を受けてください。

#### 【お問合せ先】

たつの市教育委員会事務局 教育管理部幼児教育課

電話:0791-64-3222